

予防接種委任状について

子どもが予防接種を受ける場合、保護者（親権を行う者又は後見人：予防接種法第2条第7項）が同伴することが原則ですが、保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、日頃から子どもの健康状態をよく知る親族等の同伴にて接種が可能です。この場合、委任状が必要となりますので、接種時に医療機関へ予診票と一緒に提出してください。なお、任意の予防接種（インフルエンザ）に関しても、保護者が同伴できない場合には下記委任状をお使いください。

ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴がなくても接種を受けることができます。

※委任状が複数枚必要な方は、下記委任状をコピーしてお使いください。

※予診票は当日に、保護者が記入してください。

※予診票の保護者自署欄は、同伴する方が自署してください。

【問合せ先】 城里町健康保険課（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550

----- 切り取り線 -----

委 任 状

今回の予防接種を受けるにあたり、私（保護者）が同伴できないため、被接種者の健康状態を熟知している代理人（同伴者）に、医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意する権限を委任します。

年 月 日

被接種者（お子さん） 氏名 _____

予防接種の種類 _____

委任者（保護者自署） 氏名 _____

住所 城里町 _____

電話 _____

代理人（同伴者） 氏名 _____

住所 _____

※代理人と被接種者との関係（いずれかに○）

祖父・祖母・おじ・おば・その他（ _____ ）